様式第１号

景観評価リスト

事　業 所管課	西部総合事務所 米子県土整備局	事業担当 氏　　名	道路都市課　広域道路担当 紫藤　涼介

１　事業概要

事　業　名	県道米子大山線（赤松～大山寺工区）路肩拡幅事業
事業箇所	■景観形成重点区域内（大山景観形成重点区域）　■自然公園区域（大山隠岐国立公園） □景観計画区域　　□他の景観行政団体の区域（　　）
事業の種類	道路の整備（県道拡幅）
事業期間	令和６年度～
事業の規模	計画延長　L＝4.85ｋｍ、幅員　W＝5.5（10）ｍ
事業目的	大山へアクセスする観光道路である本路線は、縦断勾配が急峻で、幅員狭小であるため、危険な区間である。当該工区の現道拡幅により、自動車および自転車の安全な通行空間を確保する。また、自転車道のカラー舗装により、視認性を向上させ、利用者に快適な環境を提供する。そして、拠点施設大山ナショナルパークセンターから拠点施設米子港周辺ウォーターフロントのアクセス性を向上させ、観光振興に寄与するものである。

２　周辺の景観特性等に関する状況

（１）施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向（①～③のいずれかを選択して記入）

①　整備する施設が視点場となる場合

【景観特性及び景観資源】

・当該事業区間は国立公園内の区間であり、多くのドライバーやサイクリストが通行し、豊かな自然を眺望できる。沿道には大山町指定文化財である一町松や別れ地蔵があり、その自然環境が連続性のある景観を生み出し、自然と文化が融合した路線である。

【景観形成の基本方針】

・路肩拡幅事業により、景観形成に与える影響を極力小さくするように努める。

~~②整備する施設が主対象になる場合~~

~~③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合~~

（２）特に配慮する事項

・計画区間は国立公園内および大山景観形成重点区域に指定されていることから、地形の改変や立木補償は極力最小限とするよう留意し、周辺景観との調和を図る。

・防護柵等の安全施設は景観に配慮したものとし、茶色を基本とする。

・法面の緑化は在来種の導入を基本とし、周辺の生態系にも配慮したものとする。

・カラー舗装するにあたり、景観形成を阻害しない配色にし、統一性のあるものとする。

３　景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置 ・ 規模	☑ 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 □ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 □ 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。	・地形の改変を防ぐため、現道を利用し、路肩の拡幅を行う。 ・樹木の伐採や地蔵の移設などは最小限に抑え、既存の景観を妨げないようにする。 ・眺望・自然環境への影響を最小限にするため、現道を最大限活用した現道拡幅とする。 ・事業区間が大きいため、統一性や連続性を

<table>
<tr><td></td><td></td><td>維持するように努める。</td></tr>
<tr><td></td><td>☑ 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。
☑ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。</td><td>・大山町指定文化財である一町松はできるだけ伐採を避ける方針で計画している</td></tr>
<tr><td>形態
・
意匠</td><td>☑ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。
□ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。
□ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</td><td>・盛土部法面は自然侵入促進型植生マットを採用し、在来種の種子の定着を自然に促進することで緑化を図る。
・基本は緩勾配（切土：1：1.0、盛土 1：1.5）とする。
・道路付属物、自転車道の舗装等については統一感のあるものとし、既存の景観になじむようなものとする。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>☑ 周辺の景観と調和した色彩とする。
☑ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。
☑ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。
<table>
<tr><td rowspan="2">有彩色の色相</td><td colspan="3">彩　　度</td></tr>
<tr><td>景観形成重点区域</td><td>自然公園の区域</td><td>その他の区域</td></tr>
<tr><td>0.1R～10R</td><td>2以下</td><td>2以下</td><td>4以下</td></tr>
<tr><td>0.1YR～5Y</td><td>4以下</td><td>4以下</td><td>6以下</td></tr>
<tr><td>上記以外の色相</td><td>2以下</td><td>2以下</td><td>2以下</td></tr>
</table>
□ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度６以上８以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度４以上５以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。
□ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。
※色彩に関する事項については、日本工業規格のＺ8721（色の表示方法―三属性による表示）による。
※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</td><td>・車道および路肩
アスファルト舗装（無彩色）
自転車道（R 系：赤系）※
矢羽根型路面標示（ベンガラ色）
・側溝および擁壁
コンクリート（無彩色）
擬石調擁壁
・法面
植生マット
・防護柵（焦げ茶色）

※彩度３程度、明度２～３程度について、景観に配慮した道路附属物等ガイドライン　平成 29 年 10 月による　に基づき採用また、自転車利用者の安全視認性の確保に必要な色彩である。これらの色彩等は環境省（米子自然環境事務所）と事前協議済み。</td></tr>
</table>

4　特記事項　【具体的対応について】

・「大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）」：自然公園法の申請を行うため、事前に環境省（米子自然環境事務所）と調整し、工法や基本方針の協議を行っている。
・環境調査の結果、改良の可否を左右するような貴重種（クマタカ）の生息域であるが、米子野鳥保護会への聞き取りでは米子大山線沿線での営巣は確認されていない。今後も確認を行い、適切な対応を行う。
・林野庁（保安林や大山森林生態系保護地、貸付地の申請等）と今後調整を行う必要がある。
・地蔵移設による大山寺との協議や調整が今後必要である。